

令和5年5月25日

保護者各位

多賀城市教育委員会
多賀城市立多賀城八幡小学校

新型コロナウイルス感染症への対応について ～マスクの取扱いや出席停止等～
※令和5年5月8日から適用となります。

基本的な感染防止対策について【訂正】

- A 健康観察の継続（検温カードの提出は不要です）
- B 手洗いの徹底
- C 可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を行う

1 感染防止の継続について

これまで通り、ご家庭で健康観察を行い、登校が可能かどうかの判断をお願いします。

- (1) 十分な睡眠をとり、朝食をしっかりと摂らせてください。
- (2) 体温を測定し、健康観察を行い、健康状態（熱や風邪症状の有無等）を把握してください。

2 マスク着用の考え方について

- (1) 児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用は求めないことが基本となります。ただし、校外学習等で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等は、マスク着用が推奨されます。
- (2) 行事等についても、感染防止対策を徹底した上で、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (3) 児童生徒及び保護者の判断を尊重し、マスクの着脱を強いることがないよう学校に伝えております。不安等がある場合は、学校にご相談ください。

※ 各校においては、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導してまいります。

3 給食について

給食の準備の前に、石けんで手をよく洗います。

4 出席停止の取扱いについて

次の場合は欠席の扱いをせず、出席停止になります。

(1) お子さんの感染が判明された場合

(出席停止の期間は、発症日または検体採取日を0日目として5日間かつ症状が軽快から1日経過までとします。なお、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。)

(2) お子さんの感染が不安で学校に登校させたくない場合(同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的理由があると校長が判断する場合)

※ 新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の類型で5類に移行することに伴い、濃厚接触者の特定がされなくなり、「濃厚接触者となった児童生徒は出席停止」の運用が取り止めになります。

5 その他

(1) これまで同様、感染者への偏見や中傷、差別等が起きないように指導を行います。

(2) 感染者が増加した場合の対応は、次の通りです。

① 活動の場面に応じて、身体的距離を確保したり、会話を控えたり等の対策を講じます。

② マスクの取扱いについては、教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられます。

(3) 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。

休業日や放課後でも、PCR検査を受けた場合や結果が分かった場合は、迅速に学校へ連絡してください。

◎学校の電話番号 下記参照

◎休日等の緊急番号 080 - 3738 - 6754

多賀城市教育委員会 教育総務課 022 - 368 - 1141
多賀城市立多賀城八幡小学校 022 - 368 - 1007